

別表1（第13条第2項第5号関係）

第13条第2項第（5）号に規定する判定式

$$Y < A (+B)$$

Y：現在の長期修繕計画に基づく専有床面積当たりの修繕積立金の月額（円／㎡・月）

※積立方法が段階的に積立額を値上げする方式となっている場合や、修繕積立金に繰り入れることができる専用使用料等の収入を考慮している場合は、計画期間に必要な修繕工事費の総額を当該期間で均等に積み立てる方式に換算した額とする。

A：専有床面積当たりの修繕積立金の額（下表）

B：機械式駐車場がある場合の加算額

※駐車場の維持管理・修繕工事費や駐車場使用料について、管理費や修繕積立金と区分して経理している場合など、機械式駐車場の修繕工事費を駐車場使用料収入で賄うこととしている場合には、機械式駐車場がある場合の加算額（B）を加算しない。

階数	建築延床面積	専有面積当たりの修繕積立金の額
15階未満	5,000㎡未満	165円／㎡・月
	5,000～10,000㎡	140円／㎡・月
	10,000㎡以上	135円／㎡・月
15階以上20階未満	5,000㎡未満	168円／㎡・月
	5,000～10,000㎡	155円／㎡・月
	10,000㎡以上	153円／㎡・月
20階以上	—	170円／㎡・月

機械式駐車場がある場合の加算額（B）

B＝機械式駐車場の1台あたりの修繕工事費（下表）×台数÷マンション全体の専有床面積の合計

機械式駐車場の機械	機械式駐車場の修繕工事費（1台当たりの月額）
2段（ピット1段）昇降式	7,085円／台・月
3段（ピット2段）昇降式	6,040円／台・月
3段（ピット1段）昇降横行式	8,540円／台・月
4段（ピット2段）昇降横行式	14,165円／台・月
タワー式	19,050円／台・月